

## 相次ぐ米兵による凶悪事件に関する意見書

去る 11 月 18 日早朝、泥酔した在沖米海兵隊兵士が那覇市内の民家に不法に侵入したとして、現行犯逮捕されるという事件がまたもや発生した。

10 月には、米海軍兵による女性暴行致傷事件、そして 11 月 2 日には読谷村で住居侵入の上、器物損壊をし、無抵抗の中学生に対し傷害を負わすという事件が起こったばかりであり、激しい憤りを覚えるとともに、断じて許すことはできない。

本市議会は、これまで米軍人等による事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう米軍等に再三再四強く申し入れてきたにもかかわらず、このような事件が連続して発生する異常事態は、米軍の綱紀粛正、再発防止策及び人権教育が全く実効性を伴わない形式だけにすぎないことを立証したといっても過言ではない。さらに、在日米軍が現在実施している夜間外出禁止令が再発防止策として何ら機能していないことも浮き彫りとなった。

戦後 67 年が経過した今もなお、沖縄は米軍の占領下だという意識が根底にあり、沖縄県民は平穏な生活を保障されず、人権が脅かされる日常であり、県民の安全・安心な生活と尊厳を守るためには、もはや在沖米軍基地を整理・縮小する以外に方法はない。

立て続けに起こる米兵による暴行事件や県民の総意を無視した日米合意に基づく MV-22 オスプレイの強行配備などに対し、市民、県民の怒りは頂点を超え、新たな島ぐるみ闘争に発展しかねない状況である。

よって、本市議会は、9 万 5 千人余の市民、沖縄県民の尊い生命・財産と人権を守る立場から、相次ぐ米兵による凶悪事件に対し、厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

### 記

1. 相次ぐ事件の加害者に対する厳正な処罰と被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
2. 在沖米軍人・軍属等への人権教育のあり方を根本的に見直すとともに、一層の綱紀粛正を図り、実効性のある抜本的な再発防止策を講じ、速やかに公表すること。
3. 日米地位協定を抜本的に改正し、在沖米軍基地の一層の整理・縮小及び米軍基地普天間飛行場の早期閉鎖、返還を促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 5 日

沖縄県宜野湾市議会

あて先：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、  
外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長